

令和 7 年
綾瀬市議会 12 月定例会追加議案

綾瀬市

目 次

番 号	題 名	ページ
議 案		
8 6	綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	3
8 7	綾瀬市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例	8
8 8	綾瀬市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	9
8 9	綾瀬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	10
9 0	令和7年度綾瀬市一般会計補正予算（第7号）	別 冊
9 1	令和7年度綾瀬市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	別 冊
9 2	綾瀬市固定資産評価審査委員会委員の選任について	11

第 86 号議案

綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年綾瀬町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第2号及び第3号中「3万1,600円」を「3万8,700円」に改める。

第16条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第17条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
定年		円	円	円	円	円	円	円	円
前再	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
任用	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	473,300
短時	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	474,600
間勤	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	475,900
務職	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	477,200
員以	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	478,100
外の	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	479,000
職員	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	479,800
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	480,600
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	481,400
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	482,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	482,700
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	483,300
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	483,900
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	484,500
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	485,100
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	485,700
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	486,200
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	486,700

	20	224, 100	266, 100	296, 900	337, 300	363, 700	398, 300	449, 900	487, 200
	21	225, 600	267, 000	297, 900	338, 700	364, 800	400, 000	451, 100	487, 700
	22	227, 200	268, 000	299, 100	340, 400	366, 300	401, 400	451, 900	488, 200
	23	228, 800	269, 000	300, 300	342, 100	367, 800	402, 800	452, 700	488, 700
	24	230, 400	270, 000	301, 600	343, 700	369, 300	404, 200	453, 500	489, 100
	25	232, 000	271, 000	302, 900	344, 900	371, 000	405, 600	454, 100	489, 500
	26	233, 700	271, 900	303, 900	346, 800	372, 800	406, 800	454, 700	489, 900
	27	235, 000	272, 700	304, 900	348, 500	374, 400	408, 000	455, 300	490, 300
	28	236, 300	273, 600	305, 900	350, 100	376, 100	409, 000	455, 900	490, 700
	29	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500	410, 100	456, 600	491, 300
	30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300	457, 400	492, 000
	31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400	457, 800	492, 700
	32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500	458, 500	493, 400
	33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200	459, 000	494, 100
	34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400	494, 700
	35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800	495, 300
	36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200	495, 900
	37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600	496, 500
	38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900	497, 000
	39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200	497, 700
	40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500	498, 300
	41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800	498, 900
	42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100	499, 500
	43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400	500, 100
	44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700	500, 800
	45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000	501, 500
	46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100		
	47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400		
	48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700		
	49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900		
	50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200		
	51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400		
	52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700		
	53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900		
	54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200		
	55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500		
	56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800		
	57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000		
	58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300		
	59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600		
	60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800		
	61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000		
	62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300		
	63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600		
	64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800		
	65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000		
	66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300		
	67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600		

68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800		
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000		
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300		
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600		
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800		
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000		
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300			
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600			
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800			
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000			
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300			
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600			
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800			
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000			
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300			
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600			
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800			
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000			
86	266, 200	305, 800	355, 700					
87	266, 500	306, 100	356, 100					
88	266, 800	306, 400	356, 500					
89	267, 100	306, 700	356, 700					
90	267, 400	307, 000	357, 100					
91	267, 700	307, 300	357, 500					
92	268, 000	307, 600	357, 900					
93	268, 300	307, 800	358, 100					
94		308, 000	358, 400					
95		308, 300	358, 800					
96		308, 700	359, 100					
97		308, 900	359, 400					
98		309, 200	359, 800					
99		309, 500	360, 200					
100		309, 900	360, 600					
101		310, 100	361, 100					
102		310, 400	361, 500					
103		310, 700	361, 900					
104		311, 000	362, 300					
105		311, 200	362, 800					
106		311, 500	363, 200					
107		311, 800	363, 500					
108		312, 100	363, 800					
109		312, 300	364, 200					
110		312, 600						
111		313, 000						
112		313, 300						
113		313, 500						
114		313, 700						
115		314, 000						

116		314,400						
117		314,600						
118		314,800						
119		315,100						
120		315,400						
121		315,700						
122		315,900						
123		316,200						
124		316,500						
125		316,800						
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額							
	円 227,800	円 249,000	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900	円 374,800	円 409,200

備考

この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

第2条 綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第17条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第9条第2項及び別表第1の規定は令和7年4月1日から、改正後の条例第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項の規定は同年1月1日から適用する。

(給与の内扱)

- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後

の条例の規定による給与の内払とみなす。

令和7年12月17日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

人事院勧告並びに国及び近隣市の職員の給与等の状況に鑑み、所要の改正をいたしましたく提案するものであります。

綾瀬市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 綾瀬市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和43年綾瀬町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の230」に改める。

第2条 綾瀬市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の227.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の綾瀬市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の綾瀬市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和7年12月17日提出

綾瀬市長 橘川佳彦

（提案理由）

人事院勧告及び近隣市の特別職の職員で常勤のものの給与等の状況に鑑み、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 綾瀬市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和43年綾瀬町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の230」に改める。

第2条 綾瀬市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の227.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の綾瀬市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内扱）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の綾瀬市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

令和7年12月17日提出

綾瀬市長 橘川佳彦

（提案理由）

人事院勧告及び近隣市の議員報酬等の状況に鑑み、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

第89号議案

綾瀬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

綾瀬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年綾瀬市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	405,000円
2	455,000円
3	508,000円
4	574,000円
5	655,000円
6	765,000円

第8条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の95」を「100分の96.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の87.5」を「100分の88.75」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条第2項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年12月17日提出

綾瀬市長 橋川佳彦

（提案理由）

人事院勧告並びに国及び近隣市的一般職の任期付職員の給与等の状況に鑑み、所要の改正をいたしましたく提案するものであります。

綾瀬市固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を綾瀬市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、議会の同意を求
めます。

1 住 所 綾瀬市小園 [REDACTED]

2 氏 名 矢 部 和 輝

3 生年月日 昭和60年 [REDACTED]

令和7年12月17日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

(提案理由)

令和7年12月23日をもって任期が満了することに伴い再任いたしたく、地方税
法第423条第3項の規定により提案するものであります。